



厚生労働省

大阪港労働公共職業安定所

Press Release

大阪港労働公共職業安定所発表
平成29年11月 9日

【照会先】
大阪港労働公共職業安定所
(代表電話)06(6572)5191

報道関係者 各位

港湾労働法遵守強化月間 トリプルキャンペーン!!

大阪港労働公共職業安定所（所長：岩津 善昭）では、港湾における雇用秩序の維持と確立のため、港湾労働法の遵守についてのキャンペーンを行います。

厚生労働省では、毎年11月21日から11月30日を「港湾労働法遵守強化月間」とし、全国6大港（東京・横浜・名古屋・大阪・神戸・関門）で港湾労働法の遵法意識を高める取組みを行います。

当所では、「正しい雇用で明るい港湾」をキャッチフレーズに、本年11月に
トリプルキャンペーン

①海上キャンペーン ②岸壁キャンペーン ③陸上キャンペーン

を実施します。

また、併せて、港湾の現場パトロールや港湾運送事業者の雇用管理者研修会等を実施し、大阪労働局はじめ関係機関と連携しながら、港湾における違法就労を防止し、港湾労働者の雇用の安定を図ります。

キャンペーン詳細

①海上キャンペーン 平成29年11月21日（火）

★広報船で大阪港内一帯を巡り、海上からの呼びかけによる啓発を行います。

②岸壁キャンペーン 平成29年11月24日（金）

★管内（大阪港、堺・泉北港）の本船・岸壁・上屋等の港湾荷役作業現場での呼びかけによる啓発を行います。

③陸上キャンペーン 平成29年11月 6日（月）～27日（月）

★管内（大阪港、堺・泉北港）の港湾事業所への訪問による啓発を行います。



港湾労働者証はお持ちですか？



ワッペンを貼付
しましょう！

正しい雇用で 明るい港湾

港湾労働者を雇用した場合は

- 港湾運送の業務に従事させる前に、「港湾労働者雇用届」をハローワークに提出する必要があります。
- 港湾運送業務をされる場合には、必ずハローワークで交付された「港湾労働者証」を携行するようにお願いします。
- 「港湾労働者証」の交付を受けたら、ワッペン委員会からワッペンの交付を受け、ヘルメットに必ず貼付してください。

港湾労働者派遣事業について

- 港湾荷役の波動性に鑑み、「港湾労働者派遣制度」が設けられています。港湾労働者を派遣できるのは、厚生労働大臣の許可を受けた事業主に限られます。
- 港湾労働者の派遣のあっせんは、(一財)港湾労働安定協会が行っています。派遣の希望がある場合は、同協会にあっせんの申込みを行ってください。



事業主のみなさまへ

11月21日～30日は 「港湾労働法遵守強化旬間」です ～正しい雇用で 明るい港湾～

港湾労働法は、港湾労働者の雇用の改善、能力の開発及び向上等に関する措置を講ずることにより、港湾運送に必要な労働力の確保に資するとともに、港湾労働者の雇用の安定その他の港湾労働者の福祉の増進を図ることを目的としています。

港湾において雇用秩序を維持し、港湾労働者の雇用の安定等を図るため、港湾運送業務については、港湾労働法に基づき、港湾労働者証の交付を受けた常用労働者が従事することが原則となっており、これを維持することが重要です。

このため、ハローワーク大阪港労働・大阪労働局では、大阪港及び堺・泉北港における海上・岸壁キャンペーン等の啓発活動を実施し、港湾労働法の遵守を呼びかけます。

大阪港における港湾労働法遵守強化旬間行事を以下のとおり実施します。

1. 横断幕・立看板等による広報（掲出期間：11月1日～30日）
旬間の標語が書かれた横断幕・立看板等の掲出・設置
2. 周知・啓發文書、旬間ポスター等による周知・啓発
店社および関連団体に、大阪労働局より11月1日に郵送
3. 海上・岸壁キャンペーン
 - ①海上キャンペーン（実施日：11月21日）
広報船で大阪港一帯を巡り、港湾運送業務中の作業員への港湾労働法遵守の呼びかけ、周知・啓発
 - ②岸壁キャンペーン（実施日：11月24日）
本船・岸壁・上屋等の港湾運送業務の作業現場において、港湾労働法遵守の呼びかけ、周知・啓発
 - ③陸上キャンペーン（実施日：11月6日、9日、10日、14日、15日、27日）
大阪港、堺・泉北港の店社を訪問し、リーフレット等を配布し、港湾労働法遵守の周知・啓発

ハローワーク大阪港労働（大阪港労働公共職業安定所）

〒552-0021 大阪市港区築港1-12-18

TEL 06-6572-5191